

(1) 開発許可申請(法第30条、別記様式第2)

<添付書類>

書類の名称	説明	備考	関係条文
1 公共施設の管理者の同意書	開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意書		法第30条第2項 法第32条第1項
2 公共施設の管理に関する協議書	新たに設置される公共施設の設計及び工事方法等並びに新たに設置される公共施設の帰属、管理及び従前の公共施設の帰属について協議を行った書類		法第30条第2項 法第32条第2項
3 設計説明書		自己居住用は不要	省令第16条第2項 市規則第2条第1項第1号 市規則第4条の2第2項
4 登記事項証明書	申請時以前6か月以内のもの		市規則第2条第2項第5号
5 土地・工作物の権利者の同意書			法第33条第1項第14号 省令第17条第1項第3号
6 土地・工作物の権利者で開発行為に同意した者の印鑑証明書	同意書作成時のもの		法第33条第1項第14号 市規則第2条第2項第2号
7 農用地除外証明書	申請地が農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域内の場合には、当該地が農用地区域から除かれていることの証明書		市規則第2条第2項第5号
8 資金計画書 (残高証明書) (融資証明書)	収支計画、年度別資金計画書 自己資金で事業を行う場合 融資を受けて事業を行う場合	※1	省令第16条第5項
9 申請者の業務経歴書		※1	法第33条第1項第12号 市規則第2条第2項第3号
10 申請者の前年度の納税証明書	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税	※1	法第33条第1項第12号 市規則第2条第2項第3号
11 工事施工者の建設業許可証明書、工事経歴書、建設機械目録及び技術者名簿		※1	法第33条第1項第13号 市規則第2条第2項第4号
12 設計者の資格に関する書類	卒業証明書又は資格証明書の写し(開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合)		法第31条 省令第17条第1項第4号 市規則第2条第1項第2号
13 工場に関する調書	予定建築物が工場の場合		市規則第2条第2項第5号
14 申請地現況写真	2方向以上		市規則第2条第2項第5号
15 排水放流許可書等	水路等の管理権限を有する者		市規則第2条第2項第5号
16 水路占用許可書	水路占用を予定する場合		市規則第2条第2項第5号
17 その他市長が必要と認める書類		※2	市規則第2条第2項第5号

※1 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は必要ありません。

※2 法第34条各号に該当する申請については、それぞれ別に定める図書が必要となります。(各号審査基準参照)  
越谷市まちの整備に関する条例に基づく事前協議要請書・公共施設整備等協定書・各課協議の表紙の写し及び特に求めのあったものを添付して下さい。

※3 関係条文における市規則とは、越谷市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則をさします。

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 開発区域区域図	1,500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域(朱書)		省令第17条第1項第2号
2 公図写し	600分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域(朱書)		市規則第2条第2項第1号
3 土地利用計画図	1,000分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の境界(朱書) ④公共施設の位置及び形状 ⑤予定建築物等の敷地の形状 ⑥予定建築物等の用途 ⑦公益的施設の位置 ⑧樹木又は樹木の集団の位置 ⑨緩衝帯の位置及び形状 ⑩道路・排水施設の縦断測点		省令第16条第4項
4 求積図	500分の1以上	①方位 ②縮尺	座標法又は数値三斜法	市規則第2条第2項第5号
5 建築物の平面図・立面図	100分の1以上	①縮尺 ②建築面積 ③延床面積	立面図は2面以上	市規則第2条第2項第5号
6 造成計画平面図	1,000分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の境界(朱書) ④切土又は盛土をする土地の部分 ⑤がけの位置 ⑥擁壁の位置 ⑦道路の位置、形状、幅員及び勾配 ⑧BMの位置及び高さ ⑨縦横断面線の位置及び符号並びに 交点の計画高 ⑩道路・排水施設の縦断測点	切土は黄色、盛土は茶色で着色する	省令第16条第4項
7 造成計画断面図	H=100分の1以上 L=500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③切土又は盛土をする前後の地盤面 ④縦横断面線の符号と測点番号 ⑤法面勾配 ⑥擁壁等の工作物	切土は黄色、盛土は茶色で着色する	省令第16条第4項
8 排水施設計画平面図	500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③排水区域の区域界 ④排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法(管径)、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称		省令第16条第4項
9 給水施設計画平面図	500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③給水施設の位置、形状、内のり寸法(管径)及び取水方法 ④消火栓の位置	自己居住用の開発行為は不要	省令第16条第4項

10	がけの断面図	50分の1以上	①縮尺 ②がけの高さ ③土質(土質の種類が2以上であるときはそれぞれ土質及びその地層の厚さ) ④切土、盛土をする前の地盤面 ⑤がけ面保護の方法		省令第16条第4項
11	擁壁の断面図	50分の1以上	①縮尺 ②擁壁の寸法及び勾配 ③擁壁の材料の種類及び寸法 ④裏込コンクリートの寸法 ⑤透水層の位置及び寸法 ⑥擁壁を設置する前後の地盤面 ⑦基礎地盤の土質 ⑧基礎杭の位置、材料及び寸法 ⑨伸縮目地の位置及び構造 ⑩水抜孔の位置及び内径寸法		省令第16条第4項
	(計算書)		①擁壁の構造計算 ②地耐力の根拠(ポーリングデータ等)		
12	道路横断面図	50分の1以上	①縮尺 ②路盤・基層・表層の構成 ③道路側溝の位置、形状及び寸法 ④埋設管の位置、形状及び寸法		市規則第2条第2項第5号
13	排水施設構造図	50分の1以上	①縮尺 ②排水施設構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水樹、吐口等)		市規則第2条第2項第5号
14	道路・排水施設の計画縦断面図	H=100分の1以上 L=500分の1以上	①縮尺 ②測点 ③単距離 ④追加距離 ⑤地盤高 ⑥計画高 ⑦勾配 ⑧DL(基準線) ⑨人孔の記号種類、位置、管径、土被り、管底高	測点距離は標準として20mとする	市規則第2条第2項第5号

**(2) 開発行為の変更許可申請**  
(法第35条の2、市規則第5号様式の4)

開発行為の変更許可申請は、申請書に変更部分のみその前後が対照となるよう記載し、当初許可申請書から内容が変更された図書のみを添付して行います。

**(3) 開発行為の軽微な変更の届出**  
(法第35条の2、市規則第5号様式の5)

開発行為の軽微な変更の届出は、届出書に変更部分のみその前後が対照となるよう記載し、当初許可申請書から内容が変更された図書のみを添付して行います。

(4)開発行為に関する工事着手の届出  
(市規則第3条、市規則第3号様式)

<添付書類>

書類の名称	説明(備考)	関係条文
1 開発行為許可書の写し		市規則第3条第1項第1号
2 まちの整備に関する条例に基づく公共施設整備等協定書の写し		市規則第3条第1項第1号
3 まちの整備に関する条例に基づく事前協議要請書写し		市規則第3条第1項第1号
4 その他市長が必要と認める書類		市規則第3条第1項第1号

<添付図書>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 開発区域区域図	1,500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域(朱書)		市規則第3条第1項第1号
2 公図写し	600分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域(朱書)		市規則第3条第1項第1号
3 求積図	500分の1以上	①方位 ②縮尺	座標法又は数値三斜法	市規則第3条第1項第1号
4 開発許可に係る土地利用計画図	1,000分の1以上	開発許可申請書の添付図書参照		市規則第3条第1項第1号
5 給水施設計画平面図	500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③給水施設の位置、形状、内のり寸法(管径)及び取水方法 ④消火栓の位置	自己居住用の開発行為は不要	市規則第3条第1項第1号
6 排水施設計画平面図	500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③排水区域の区域界 ④排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法(管径)、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称		市規則第3条第1項第1号
7 造成計画平面図	1,000分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の境界(朱書) ④切土又は盛土をする土地の部分 ⑤がけの位置 ⑥擁壁の位置 ⑦道路の位置、形状、幅員及び勾配 ⑧BMの位置及び高さ ⑨縦横断面線の位置及び符号並びに 交点の計画高 ⑩道路・排水施設の縦断測点	切土は黄色、盛土は茶色で着色する	市規則第3条第1項第1号

8 造成計画断面図	H=100分の1以上 L=500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③切土又は盛土をする前後の地盤面 ④縦横断面線の符号と測点番号 ⑤法面勾配 ⑥擁壁等の工作物	切土は黄色、 盛土は茶色で 着色する	市規則第3条第1項第1号
9 公共施設整備図書			各課協議済のもの	市規則第3条第1項第1号

(5) 開発行為に関する工事完了の届出  
(法第36条第1項、省令別記様式第4・5)

開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、完了届を提出しなければなりません。

(6) 公告前の建築等承認申請  
(法第37条第1号、市規則第6号様式)

<添付書類>

書類の名称	説明(備考)	関係条文
1 開発行為許可書の写し		市規則第6条第4号
2 まちの整備に関する条例に基づく公共施設整備等協定書の写し		市規則第6条第4号
3 まちの整備に関する条例に基づく事前協議要請書写し		市規則第6条第4号

<添付図書>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 開発区域区域図	1500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の位置(朱書)		市規則第6条第1号
2 開発許可に係る土地利用計画図	1,000分の1以上	開発許可申請書の添付図書参照		市規則第6条第2号
3 建築物または特定工作物の配置図	100分の1以上	①方位 ②縮尺 ③建築物等の位置		市規則第6条第3号
4 建築物の平面図・立面図	100分の1以上	①縮尺 ②建築面積 ③延床面積	立面図は2面以上	市規則第6条第4号
5 その他市長が必要と認める書類				市規則第6条第4号

(7) 予定建築物等以外の建築等許可申請  
(法第42条第1項、市規則第8号様式)

<添付書類>

書類の名称	説明(備考)	関係条文
1 登記事項証明書	申請時以前6か月以内のもの	市規則第8条
2 排水放流許可書等	水路等の管理権限を有する者	市規則第8条
3 理由書		市規則第8条
4 土地・工作物の所有者の同意書		市規則第8条
5 土地・工作物の所有者で同意した者の印鑑証明書	同意書作成時のもの	市規則第8条
6 工場に関する報告書(調書)	予定建築物が工場の場合	市規則第8条
7 申請地現況写真	2面以上	市規則第8条
8 開発行為許可書		市規則第8条
9 まちの整備に関する条例に基づく公共施設整備等協定書の写し		市規則第8条
10 まちの整備に関する条例に基づく事前協議要請書写し		市規則第8条
11 その他市長が必要と認める書類	審査基準に該当することを証する書類	市規則第8条

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 開発区域位置図	1,500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の位置(朱書)		市規則第8条
2 公図写し	600分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域(朱書)		市規則第8条
3 求積図	500分の1以上	①方位 ②縮尺	座標法又は数値三斜法	市規則第8条
4 土地利用計画図	1,000分の1以上	開発許可申請書の添付図書参照		市規則第8条
5 建築物又は特定工作物の配置図	100分の1以上	①方位 ②縮尺 ③建築物等の位置		市規則第8条
6 排水施設平面図	500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③排水区域の区域界 ④排水施設の位置、種別、材料、形状、内のり寸法(管径)、勾配延長及び流れ方向並びに吐口の位置及び放流先の名称		市規則第8条

7 排水施設構造図	50分の1以上	①縮尺 ②排水施設構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水樹、吐口等)		市規則第8条
8 建築物の平面図・立面図	100分の1以上	①縮尺 ②建築面積 ③延床面積	立面図は2面以上	市規則第8条
9 その他市長が必要と認める書類				市規則第8条

(8) 建築行為等許可申請  
(法第43条第1項、省令第34条、省令別記様式第9)

<添付書類>

書類の名称	説明(備考)	関係条文
1 登記事項証明書	申請時以前6か月以内のもの	市規則第8条の2第2号
2 排水放流許可書		市規則第8条の2第2号
3 理由書		市規則第8条の2第2号
4 土地・工作物の所有者の同意書		市規則第8条の2第2号
5 土地・工作物の所有者で同意した者の印鑑証明書	同意書作成時のもの	市規則第8条の2第2号
6 申請地現況写真	2面以上	市規則第8条の2第2号
7 工場に関する報告書(調書)	予定建築物が工場の場合	市規則第8条の2第2号
8 まちの整備に関する条例に基づく公共施設整備等協定書の写し		市規則第8条の2第2号
9 まちの整備に関する条例に基づく事前協議要請書写し		市規則第8条の2第2号

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 付近見取図(案内図)	1,500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③建築物等の敷地の位置(朱書) ④敷地の周辺の公共施設		省令第34条第2項
2 公図写し	600分の1以上	①方位 ②縮尺 ③建築物等の敷地(朱書)		市規則第8条の2第1号

3 敷地現況図	500分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の新築若しくは改築又は第1種特定工作物の新設の場合</li> <li>①方位</li> <li>②縮尺</li> <li>③敷地の境界(朱書)</li> <li>④建築物等の位置</li> <li>⑤がけ及び擁壁の位置</li> <li>⑥排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称</li> </ul>		省令第34条第2項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の用途の変更の場合</li> <li>①方位</li> <li>②縮尺</li> <li>③敷地の境界</li> <li>④建築物の位置</li> <li>⑤排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称</li> </ul>		
4 建築物又は第1種特定工作物の配置図	100分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>①方位</li> <li>②縮尺</li> <li>③建築物等の位置</li> </ul>		市規則第8条の2第2号
5 建築物の平面図・立面図	100分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>①縮尺</li> <li>②建築面積</li> <li>③延床面積</li> </ul>	立面図は2面以上	市規則第8条の2第2号
6 求積図	500分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>①方位</li> <li>②縮尺</li> <li>③面積計算表</li> </ul>	座標法または数値三斜法	市規則第8条の2第2号
7 排水施設平面図	500分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>①方位</li> <li>②縮尺</li> <li>③排水区域の区域界</li> <li>④排水施設の位置、種別、材料、形状、内のり寸法(管径)、勾配延長及び流れ方向並びに吐口の位置及び放流先の名称</li> </ul>		市規則第8条の2第2号
8 排水施設構造図	50分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>①縮尺</li> <li>②排水施設構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水樹、吐口等)</li> </ul>		市規則第8条の2第2号
9 その他市長が必要と認める書類				市規則第8条の2第2号

(9)地位の承継承認申請  
(法第45条、市規則第13号様式)

<添付書類>

書類の名称	説明(備考)	関係条文
1 開発行為に関する工事を施工する権利の取得を証する書類		市規則第10条第1号
2 申請者の業務経歴書	自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要	市規則第10条第2号
3 前年度の納税証明書	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要	市規則第10条第2号
4 その他市長が必要と認める書類	残高証明書又は融資証明書(要協議)	市規則第10条第3号



(10) 開発登録簿写しの交付請求  
(法第47条第5項、市規則第14号様式)

開発登録簿の写しの交付請求は、「開発登録簿写し交付申請書」を提出して行います。

(11) 開発行為又は建築等に関する証明書(適合証明書)の交付請求  
(省令第60条、市規則第15号様式)

<添付書類>

書類の名称	説明(備考)	関係条文
1 登記事項証明書	申請時以前6か月以内のもの	市規則第12条
2 農用地除外証明書	申請地が農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の場合には、当該地が農用地区域から除かれていることの証明書	市規則第12条
3 理由書		市規則第12条
4 排水放流許可書等	水路等の管理権限を有する者	市規則第12条
5 開発行為許可書		市規則第12条
6 まちの整備に関する条例に基づく公共施設整備等協定書の写し		市規則第12条
7 まちの整備に関する条例に基づく事前協議要請書写し		市規則第12条
8 その他市長が必要と認める書類	計画が都市計画法の規定に適合していることが確認できる書類※	市規則第12条

※ 建築物等の種類によって必要な書類が異なります。

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 区域図(案内図)	1,500分の1以上	①方位 ②開発区域等の位置(朱書)		市規則第12条
2 公図写し	600分の1以上	①方位 ②開発区域等(朱書)		市規則第12条
3 求積図	500分の1以上	①方位 ②縮尺 ③面積計算表	座標法または数値三斜法	市規則第12条
4 土地利用計画図	1,000分の1以上	①方位 ②縮尺 ③開発区域の境界(朱書) ④公共施設の位置及び形状 ⑤予定建築物等の敷地の形状 ⑥予定建築物等の用途	土地の利用種別ごとに色分けする	市規則第12条
5 建築物の配置図	100分の1以上	①方位 ②縮尺 ③建築物等の位置		市規則第12条
6 建築物の平面図・立面図	100分の1以上	①縮尺 ②建築面積 ③延床面積	立面図は2面以上	市規則第12条
7 その他市長が必要と認める書類				市規則第12条

# 記入例

法第 29 条の場合

開発行為又は建築等に関する証明交付申請書		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">※手数料欄</div>		
越谷市長 宛		平成〇〇年 〇月 〇日		
		申請者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けるため必要な都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。				
記				
住所・氏名	開発行為をした者 開発行為をしようとする者 建築等をしようとする者	開発許可を受け、検査済証交付後に申請する場合に記入 公告前建築等承認申請後に申請する場合に記入 全ての申請において記入		
土地の所在・地番	越谷市〇〇〇〇〇			
区域区分等	市街化区域・市街化調整区域 (いずれかを選択)			
開発区域(建築物等の敷地)面積	〇〇〇〇 m <sup>2</sup>			
建築物等の規模・構造・用途	線引時(当初許可時)	床面積 (築造面積) m <sup>2</sup>	構造 造	用途
	現在	<b>増築又は改築時に現存する建築物等の規模等を記入</b>		
	新・増・改築(新設)部分 (いずれかを選択)	〇〇〇m <sup>2</sup>	〇〇造	建築確認申請する建築物等の用途を記入
都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による許可を受けている場合は、その許可年月日等	平成〇年 〇月〇日  第 〇〇 号	予定建築物等の用途  <b>左記開発行為許可を受けた予定建築物等の用途を記入</b>	計画建築物等の用途  <b>建築確認申請する建築物等の用途を記入。付属建築物の増築の場合は括弧書きで主たる建築物等の用途を記入。</b>	
右記の許可を受けている場合は、その許可年月日及び許可番号	都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可		年 月 日第 号	号
	同法第42条第1項ただし書の規定による許可		年 月 日第 号	号
	同法第43条第1項の規定による許可		年 月 日第 号	号
※ 上記のとおり、都市計画法の規定に適合していることを証明します。 年 月 日				越谷市長 印

備考 1「建築物等の規模・構造・用途」の欄には「農家用住宅」及び「堆(たい)肥舎」などのように、具体的に記入すること。

2 ※印の欄には、記入しないこと。

3 申請者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

# 記入例

法第42条許可の場合

開発行為又は建築等に関する証明交付申請書		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     ※手数料欄                 </div>
越谷市長 宛		平成〇〇年 〇月 〇日
申請者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けるため必要な都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。		
記		
住所・氏名	開発行為をした者 開発行為をしようとする者 建築等をしようとする者	当初許可時の開発許可を受けた者を記入  全ての申請において記入
土地の所在・地番	越谷市〇〇〇〇〇	
区域区分等	市街化区域・市街化調整区域 (いずれかを選択)	
開発区域(建築物等の敷地)面積	〇〇〇〇 m <sup>2</sup>	
建築物等の規模・構造・用途	線引時(当初許可時)	床面積(築造面積) m <sup>2</sup> 構造 用途
	現在	増築又は改築時に現存する建築物等の規模等を記入
	新・増・改築(新設)部分(いずれかを選択)	〇〇〇m <sup>2</sup> 〇〇造 建築確認申請する建築物等の用途を記入
都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による許可を受けている場合は、その許可年月日等	平成〇年 〇月〇日  第 〇〇 号	予定建築物等の用途 計画建築物等の用途  建築確認申請する建築物等の用途を記入。付属建築物の増築の場合は括弧書きで主たる建築物等の用途を記入。
右記の許可を受けている場合は、その許可年月日及び許可番号	都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可	年 月 日第 号
	同法第42条第1項ただし書の規定による許可	平成〇年 〇月 〇日第 〇〇号
	同法第43条第1項の規定による許可	年 月 日第 号
※ 上記のとおり、都市計画法の規定に適合していることを証明します。  年 月 日		第 号  越谷市長 印

- 備考 1 「建築物等の規模・構造・用途」の欄には「農家用住宅」及び「堆(たい)肥舎」などのように、具体的に記入すること。
- 2 ※印の欄には、記入しないこと。
- 3 申請者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

# 記入例

## 法第 43 条その他(開発行為非該当を含む)の場合

開発行為又は建築等に関する証明交付申請書		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     ※手数料欄                 </div>		
越谷市長 宛		平成〇〇年 〇月 〇日		
申請者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)				
建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けるため必要な都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。				
記				
住所・氏名	開発行為をした者 開発行為をしようとする者 建築等をしようとする者	全ての申請において記入		
土地の所在・地番	越谷市〇〇〇〇〇			
区域区分等	市街化区域・市街化調整区域 (いずれかを選択)			
開発区域(建築物等の敷地)面積	〇〇〇〇 m <sup>2</sup>			
建築物等の規模・構造・用途		床面積 (築造面積)	構造	用途
	線引時(当初許可時)	m <sup>2</sup>	造	
	現在	<b>増築又は改築時に現存する建築物等の規模等を記入</b>		
新・増・改築(新設)部分 (いずれかを選択)	〇〇〇m <sup>2</sup>	〇〇造	建築確認申請する建築物等の用途を記入。付属建築物の増築の場合は括弧書きで主たる建築物等の用途を記入。	
都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による許可を受けている場合は、その許可年月日等	年 月 日	予定建築物等の用途		計画建築物等の用途
	第 号			
右記の許可を受けている場合は、その許可年月日及び許可番号	都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可	年 月 日第 号		
	同法第42条第1項ただし書の規定による許可	年 月 日第 号		
	同法第43条第1項の規定による許可	平成〇年 〇月 〇日第〇〇号		
※ 第 号 上記のとおり、都市計画法の規定に適合していることを証明します。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">越谷市長 印</div>				

- 備考 1 「建築物等の規模・構造・用途」の欄には「農家用住宅」及び「堆(たい)肥舎」などのように、具体的に記入すること。
- 2 ※印の欄には、記入しないこと。
- 3 申請者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

## 越谷市都市計画法に基づく開発行為等の手続きに関する規則

昭和 49 年 3 月 20 日

規則第 21 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)及び都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 3 章第 1 節の施行に関し必要な手続きを定めるものとする。

### (開発許可申請書の添付書類)

第 2 条 法第 30 条の申請書に添付すべき書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 省令第 16 条第 2 項の設計説明書 第 1 号様式
- (2) 省令第 17 条第 1 項第 4 号の資格を有する者であることを証する書類 第 2 号様式

2 法第 30 条の申請書には、法及び省令に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものを除く。)に係る場合にあっては、第 3 号及び第 4 号に掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。

- (1) 当該開発区域内の土地の公図の写し
- (2) 法第 33 条第 1 項第 14 号の同意をした者の印鑑証明書
- (3) 申請者の業務経歴書及び所得税(法人にあっては、法人税)の前年度の納税証明書
- (4) 工事施工者の建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (開発許可を受けた者の遵守事項)

第 3 条 法第 29 条第 1 項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事に着手したときは、速やかに第 3 号様式の工事着手届出書に市長が必要と認める書類を添えて、その旨を市長に届け出ること。
- (2) 工事の現場には、第 4 号様式の標識により、見やすい箇所に許可があつた旨の表示をしておくこと。
- (3) 工事の現場には、設計図書を備えておくこと。
- (4) 市長が指定する工程に達したときは、速やかにその旨を市長に届け出ること。
- (5) 工程の主要な部分は、写真で記録しておくこと。

2 前項第 4 号の規定による届出があつた場合において、市長が当該工事に係る中間検査を行う必要があると認めるときは、当該届出をした者は、速やかに、当該中間検査を受けるものとする。

(既存の権利の届出)

第 4 条 法第 34 条第 13 号の規定による届出は、第 5 号様式の既存権利届出書を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、届出をしようとする者が土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していることを証する書面(当該届出に係る土地が農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 1 項に規定する農地又は採草放牧地である場合は、当該届出に係る土地について同法第 5 条第 1 項の規定による許可があつたことを証する書面を含む。)を添付しなければならない。

3 市長は、第 1 項の届出をした者が法第 34 条第 13 号に規定する者に該当すると認めるときは、第 5 号様式の 2 の既存権利届出受理通知書を、該当しないと認めるときは第 5 号様式の 3 の既存権利届出不受理通知書を、それぞれ当該届出をした者に対し、交付するものとする。

(変更の許可の申請)

第 4 条の 2 法第 35 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、第 5 号様式の 4 の開発許可事項変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法及び省令に規定するもののほか、第 2 条第 2 項各号に掲げる書類のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第 4 条の 3 法第 35 条の 2 第 3 項の規定による届出は、第 5 号様式の 5 の開発許可事項変更届出書を提出して行わなければならない。

(変更の許可を受けた者等の遵守事項)

第 4 条の 4 第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定は、法第 35 条の 2 第 1 項の変更の許可を受けた者及び同条第 3 項の軽微な変更の届出をした者の遵守事項について準用する。

(工事完了の届出書の添付図面等)

第 5 条 省令第 29 条の工事完了の届出書には、次の各号に掲げる図面等を添付しなければならない。

- (1) 公図の写し
- (2) 公共施設を表示した平面図(縮尺 500 分の 1 以上のもの)
- (3) 第 3 条第 1 項第 5 号の規定により作成した写真
- (4) 確定測量図(縮尺 300 分の 1 以上のもの)

(公告前の建築等承認申請)

第 6 条 法第 37 条第 1 号の規定による承認を受けようとする者は、第 6 号様式の公告前建築等承認申請書に次の各号に掲げる図面等を添えて、市長に提出しなければならない。

ならない。

- (1) 開発区域位置図(縮尺 15,000 分の 1 以上のもの)
- (2) 開発許可に係る土地利用計画図
- (3) 建築物又は特定工作物の配置図(縮尺 100 分の 1 以上のもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(建築物の特例許可の申請)

第 7 条 法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、第 7 号様式の建築物特例許可申請書に次の各号に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる図面
- (2) 建築物の平面図(縮尺 100 分の 1 以上のもの)
- (3) 建築物の立面図(縮尺 100 分の 1 以上のもの)  
(予定建築物等以外の建築等許可の申請)

第 8 条 法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、第 8 号様式の予定建築物等以外の建築等許可申請書に前条各号に掲げる図面等を添えて、市長に提出しなければならない。

(建築物の新築等の許可申請書の添付書類)

第 8 条の 2 省令第 34 条の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該区域の土地の公図の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(許可等通知書の様式)

第 9 条 次の各号に掲げる場合の通知書の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第 29 条第 1 項の許可をするとき第 9 号様式の開発行為許可通知書
- (2) 法第 29 条第 1 項の許可をしないとき第 9 号様式の 2 の開発行為不許可通知書
- (3) 法第 35 条の 2 第 1 項の許可をするとき第 9 号様式の 3 の開発許可事項変更許可通知書
- (4) 法第 35 条の 2 第 1 項の許可をしないとき第 9 号様式の 4 の開発許可事項変更不許可通知書
- (5) 法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可をするとき第 10 号様式の建築物特例許可通知書
- (6) 法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可をしないとき第 10 号様式の 2 の建築物特例不許可通知書
- (7) 法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可をするとき第 11 号様式の予定建築物等以外の建築等許可通知書
- (8) 法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可をしないとき第 11 号様式の 2 の予定建築物等以外の建築等不許可通知書
- (9) 法第 43 条第 1 項の許可をするとき第 12 号様式の建築物の新築、改築若しく

は用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書

- (10) 法第 43 条第 1 項の許可をしないとき第 12 号様式の 2 の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設不許可通知書  
(地位の承継承認申請)

第 10 条 法第 45 条の承認を受けようとする者は、第 13 号様式の開発許可地位承継承認申請書に次の各号に掲げる書類(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものを除く。)に係る場合にあっては、第 2 号に掲げる書類を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発行為に関する工事を施行する権限の取得を証する書類
- (2) 申請者の業務経歴書及び所得税(法人にあっては、法人税)の前年度の納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(開発登録簿の様式)

第 10 条の 2 法第 46 条の開発登録簿の様式は、第 13 号様式の 2 のとおりとする。  
(開発登録簿の写しの交付申請)

第 11 条 法第 47 条第 5 項の規定による請求をしようとする者は、第 14 号様式の開発登録簿写し交付申請書を市長に提出しなければならない。  
(開発行為又は建築等に関する証明書の交付請求)

第 12 条 省令第 60 条の規定により法第 29 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条又は第 43 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付の請求をしようとする者は、第 15 号様式の開発行為又は建築等に関する証明交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。  
(申請の取下げ)

第 13 条 法第 29 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項ただし書、第 42 条第 1 項ただし書若しくは第 43 条第 1 項の規定による許可の申請、法第 37 条第 1 号若しくは第 45 条の規定による承認の申請又は前条の証明交付申請書を取り下げようとする者は、第 16 号様式の申請取下書を市長に提出しなければならない。  
(工事取りやめの届出)

第 14 条 法第 41 条第 2 項ただし書、法第 42 条第 1 項ただし書又は第 43 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、これらの処分に係る工事を取りやめたとき(工事に着手する意思を有しなくなつたときを含む。)は、遅滞なく、第 17 号様式の工事取りやめ届出書にこれらの処分に係る許可通知書を添えて、市長に提出しなければならない。  
(身分証明書の様式)

第 15 条 法第 82 条第 2 項に規定する身分を示す証明書の様式は、第 18 号様式のとおりとする。



(許可申請書等の提出部数)

第 16 条 次の各号に掲げる申請書等の提出部数は、それぞれ 2 部とする。

- (1) 法第 30 条の申請書
- (2) 第 4 条第 1 項の既存権利届出書
- (3) 第 4 条の 2 第 1 項の開発許可事項変更許可申請書
- (4) 第 4 条の 3 の開発許可事項変更届出書
- (5) 第 6 条の公告前建築等承認申請書
- (6) 第 7 条の建築物特例許可申請書
- (7) 第 8 条の予定建築物等以外の建築等許可申請書
- (8) 第 12 条の開発行為又は建築等に関する証明交付申請書
- (9) 法第 43 条第 1 項の許可の申請書
- (10) 第 10 条の開発許可地位承継承認申請書
- (11) 省令第 29 条の工事完了届出書(1 部については、第 5 条第 3 号の写真の添付を要しない。)
- (12) 第 12 条の開発行為又は建築等に関する証明交付申請書
- (13) 第 13 条の申請取下書
- (14) 第 14 条の工事取りやめ届出書
- (15) 省令第 32 条の開発行為に関する工事の廃止の届出書

附 則

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年規則第 60 号)

この規則は、昭和 49 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年規則第 22 号)

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年規則第 9 号)

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 54 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成元年規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 85 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 41 号)

この規則は、平成 13 年 5 月 18 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 97 号)

この規則は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 14 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年規則第 39 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。